

平成26年度鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会第3回会議録

日 時 平成27年3月20日（金）13:00～14:10
場 所 鎌ヶ谷市役所6階 第1・2委員会室
出席委員 内海崎貴子会長、田中誠次委員、山田芳裕委員、堤弘実委員
竹内春美委員、糟谷聡介委員
欠席委員 平田真裕美委員、平林光江委員、石黒茂委員
事務局 笠井市民活動推進課長、大伯男女共同参画室長、高橋主査補、
記 録 高橋
傍聴者数 0名

会 議 内 容

- 1 開 会 大伯男女共同参画室長
- 2 会長挨拶 内海崎男女共同参画推進懇話会会長
- 3 会議録署名人の選出 名簿順により田中委員、山田委員が選出された。
- 4 議題

(1) 男女共同参画条例制定に係る検討結果について

(事務局) 男女共同参画条例制定に係る検討結果について、ご説明させていただきます。

今回の検討にあたりまして、県内各市の男女共同参画条例の制定状況について調査を実施いたしました。県内各市の状況の前に、都道府県別の状況を簡単にご説明させていただきます。

資料の1をご覧ください。北海道から沖縄県までで、市と区の制定率が53.4%、町村を併せますと32.9%という状況で、千葉県を見ても54の市町村のうち7市で13%と全国的にも低い状況にあります。

次に、資料の2をご覧ください。県内では、NO.1の千葉市とNO.11の佐倉市が平成15年4月1日に男女共同参画条例を施行以来、現在は、7市で既に条例が制定済みとなっており、大網白里市を除く29の市では、男女共同参画に関する計画は策定されているものの、条例は未制定という状況でございます。

次に、資料の3をご覧ください。ここでは、条例制定が未定となっている28の市について、それぞれの理由を記載しております。

市ごとの理由を見ますと、言い表し方こそ異なるものの、男女共同参画計画に基づき事業等を進めていき、男女共同参画の意識醸成を図り、条例制定に向け気運を高めていくなかで検討していく、全体的には、どの市もそのように考えているものと思われま。

なお、28の市について、未定の理由を記載しておりますが、27の市が「制定については検討していない、未定である。」という回答であったのに対し、資料2枚目のNO.22の白井市だけは、「制定

に向け検討中である。」という回答で、「平成28年度からの次期計画の策定作業の中で、条例制定についての調査結果を市の男女共同参画推進会議（審議会）に報告し、計画にどのように盛り込むか意見を伺うよう検討している。」とのことでしたので、正確には「27の市が未定で、1市が検討中である。」という結果となっております。

次に、資料の4をご覧ください。市民意識調査における「男女平等意識」でございますが、平成20年度で、アの家庭生活からクの全体まで分野別に聞いており、「平等である」と考える割合が、クの全体を見ていただきますと、24.4%となっております。下のグラフが平成25年度の調査ですが、全体では20.1%と4.3ポイントほど低くなっています。

一方、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」も含め「男性の方が優遇されている」と考える割合が、平成20年度の全体で57%であるのに対し、平成25年度では、59.9%と、こちらは逆に2.9ポイント高くなっているといった状況でございます。

また、次のページを見ていただきますと、こちらは平成25年度の調査で「男女共同参画社会を実現するために必要な施策は」の問いですが、10施策のうち「仕事と家庭生活が両立できるような社会的支援の充実」が37.6%と最も高くなっている一方で、「男女共同参画推進条例の整備」は0.7%と最も低くなっているような状況です。

このようなことから、以下の2点を理由として、平成27年度以降も引き続き「男女共同参画事業」を推進していくとともに、平成27年度が第1次実施計画期間の最終年度でもあることから、5年間の実施事業の成果等を総括したうえで、条例制定については、平成28年度からの第2次実施計画にどのように位置づけていくのかを、今後、男女共同参画推進懇話会に諮らせていただきながら、再検討していくという結論に至りました。

理由の第1としまして、今、行政が市民に求められているのは、仕事と家庭生活が両立できるような社会的支援など、具体的な施策であるとともに、男女が平等であるという市民意識の醸成が喫緊の課題であり、今後も、計画に基づき市民の平等意識への高揚を図り、男女共同参画の必要性、条例制定に対する市民や議会の理解を深めていくことが重要であると考えていること。

第2の理由としまして、2月に実施した「男女共同参画推進に関するアンケート調査」が、現在、集計中であり、この結果についても踏まえる必要があること。

以上の理由から、先ほど申し上げましたように、条例制定については、平成28年度からの第2次実施計画にどのように位置づけていくのかを、今後、男女共同参画推進懇話会に諮らせていただきながら、再検討していくという結論に至りました。検討結果に関する説明は、以上でございます。

(会 長) ただ今のご説明について、何かご質問等はございますか。

委員の皆さまいかがでしょうか。

(糟谷委員) 資料の2の条例・計画の制定・策定状況を見ますと、男女共同参画

について鎌ヶ谷市が他市に比べ遅れているように見受けられるのですが、その理由は何かあるのでしょうか。

(会 長) 取りわけ鎌ヶ谷市が遅れているということはなく、実施計画の事業評価を見ましても、そのようなことは見受けられないように思います。他市と比較したような資料はあるのでしょうか。

(事務局) 資料の2を見ていただきますと、各市の計画期間がそれぞれ異なっており、また、管理職における女性比率のように数値で比較できるものもありますが、男女共同参画の進捗度を具体的に比べるということは、難しいのではと考えております。

(会 長) 確かに事業そのものの比較は難しいですね。

(事務局) 他に、比較するものがあるとしたら、市民意識調査における男女平等に対する意識の高低などは、比べることができると思います。

(会 長) 今回の結果については、平成27年度も引き続き、条例制定に向けた検討を続けていくという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) 第1次実施計画における平成26年度の取組を「条例制定について検討する。」としていることから、県内各市の状況も踏まえたうえで、先ほど検討結果を説明させていただきましたが、5年間の実施事業の成果等を総括し、平成28年度からの第2次実施計画にどのように位置づけていくのか、平成27年度も男女共同参画推進懇話会に諮らせていただきながら、検討していくということでございます。

(会 長) 鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画における具体的施策として「男女共同参画条例の制定」を掲げているということは、いつかは制定するが今回は、先ほど説明がありましたような状況を踏まえ、引き続き検討を重ねていくということですね。

(事務局) そのように考えております。

(山田委員) 来年の今頃には、条例が制定されているということでしょうか。

(事務局) 条例制定につきましては、準備に係る期間等を考えますと、概ね2年近く必要であることから、平成27年度内の制定ということではなく、制定に向けた取組を平成28年度からの第2次実施計画に、どのように盛り込んでいくかということになると思います。

(会 長) 条例制定に向けた作業をいつ頃着手していくかということ、具体的に明記していく必要がありますね。

他に、ご質問等がございますか。

ないようでしたら、私から少し意見を述べさせていただきます。

資料3の平成25年度の市民意識調査における「男女共同参画社会を実現するために必要な施策は」という問いでは、「仕事と家庭生活が両立できるような社会的支援の充実」が最も高くなっています。

誰であれ生活していくうえでの社会的支援の充実を望むのは、ごく自然なことであり、結果としては当然のことと言えます。

一方で、条例制定にどのような意味があるのかというと、社会的支援の充実を図っていくうえでの根拠ができることとなります。

条例が制定されることで、具体的にどのように変わるのかということ、市民の皆さまにご理解いただければ、条例が必要であるということ、を認識していただくことができるのではないのでしょうか。

男女共同参画条例は理念条例、つまり考え方を示す条例です。

理念条例であれば、条例の理念に反しない限り、いかようにも使うことができるので、条例に基づいて社会的必要性による様々な施策を展開することが可能になります。

事務局の意向はよく分かるのですが、先ほど説明がありました二つの理由から、引き続き検討していくとともに、まずは社会的支援の充実を図っていくための根拠として条例があるということを、市民の皆さまに理解していただくために、情報提供していく必要があるのではと考えます。

条例に細かなことを盛り込む必要はありませんし、時代が求める社会的必要性が生じてきた時点で、その都度施策に反映していくことが重要であると思います。

計画に掲げた以上は期間内にできたほうが望ましいのですが、急いでつくる必要はなく、一番大事なことは、条例案を市民の方々がご覧になったときに、この条例が必要であると感じていただけるかどうかということで、そうでないと議会での可決は難しいのではないのでしょうか。

(事務局) 会長のおっしゃるように、条例の必要性を理解していただくための市民への投げかけが重要であり、その過程で気運を高めていければと考えております。

(竹内委員) 資料の3「県内各市の条例制定が未定となっている理由」を見てわかるように、計画を推進していくことで男女共同参画社会が進展していくという考え方を多くの市が持たれているようですが、そうではないと思います。

条例を制定することで、行政や市民ばかりでなく、事業所として取り組むべき役割を求めるための拠り所にもなると思います。

そういう意味では、やはり条例制定は必要ではないのでしょうか。

(会長) 竹内委員がおっしゃったように、条例が制定されれば、市民、行政、そして事業所としてのそれぞれの役割が規定されますし、鎌ヶ谷市に関わる全ての人とその役割の対象になります。

例えば、自治会における女性役員を増やす、農業委員に女性を登用するなどの目標を掲げたときに、計画ですと行政がお願いするという立場になってしまいます。

ところが、条例に規定されていれば、団体等の責務として問うことができるようになりますし、行政が策定した施策に対しても、事業所としても協力していかざるを得ないようになり、行政にとって施策を進めていくための基盤になるわけです。

それによって計画が進めやすくなり、動きやすくなるというメリットがあります。もうひとつ、東京都文京区の男女平等参画条例制定に携わり感じたことですが、男女共同参画審議会が行政に対し強い意見を言えるようになりますし、苦情処理委員会の設置も考えられます。

今回の資料では県内の7市で条例が制定されているようですが、制定にあたりどのような苦労があったのかなどを調査し、参考にしていくのも良いかもしれません。

(山田委員) 他市の条例がどのような内容になっているのか見てみたいです。

(会 長) 7市の条例を比較してみるのも良いかもしれませんね。

条例制定については、検討結果として事務局より説明がありました、平成27年度も男女共同参画推進懇話会に諮りながら検討していくということは理解できました。

そこで、平成28年度からの第2次実施計画には、条例制定に向けた作業にいつ頃着手していくかを目標として決めておくこと。懇話会としてやるべきことは、他市の条例を参考にしながら、制定に向けての手順や制定前後でどのような変化があったのか、そういった具体的な情報を事務局にまとめていただき、それについて審議していくということになります。

(会 長) 他に、ございますか。ないようでしたら、今回の検討結果につきましては、私が先ほどまとめさせていただいた内容で、特にご異論はございませんか。

(各委員) はい。

(会 長) それでは、議題(1)につきましては終了とさせていただきます。

(2) その他

(会 長) では、会議次第(2)その他です。事務局、何かありますか。

(事務局) 来年度、平成27年度の懇話会でございますが、第1回目の懇話会を例年どおり、5月の末頃に予定しており、議題につきましては「男女共同参画推進計画」の進行管理についてと、今回、間に合わなかった「男女共同参画推進に関するアンケート調査(市職員・教員)」の結果について、ご報告させていただきたいと考えております。

(会 長) ただ今の事務局からの説明に対し、何かご質問等はございますか。ないようでしたら、本日の会議は終了とさせていただきます。委員の皆さまお疲れ様でした。

○以上で会議は終了した。

会議録署名人の署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成27年4月22日

氏名 田中 誠次

氏名 山田 芳裕